

## POPs(残留性有機汚染物質)に関するストックホルム条約に係る取組状況について

### 1. POPs 対策検討会

我が国の本条約に対応した諸対策を進める上で必要な事項について科学的・専門的な視点から検討を行う検討会。

平成14年2月8日 第1回POPs対策検討会(POPs検討会の設置趣旨等)

平成14年3月14日 第2回POPs対策検討会(POPsスクリーニング基準等)

平成14年9月25日 第3回POPs対策検討会

第3回検討会では、第6回政府間交渉会議の報告が行われた他、平成13年度に講じた取組及び14年度に講じる予定の取組について関係省庁・関係部局から説明の後、国内実施計画の考え方(別紙1参照)等についてご審議頂いた。

POPs条約では、各国に対し、条約発効後2年以内に国内実施計画の策定を義務付けており、今後、国内実施計画の策定に向け、関係省庁間での連絡会議の設置等により連携を強化するとともに、国内実施計画の素案作成を進める予定。

### 2. 東アジアPOPsモニタリングワークショップの結果

POPs条約の採択を踏まえ、国連環境計画が中心となり、国際的に比較可能な環境モニタリングデータを得るための検討が、平成15年春から本格的に開始される予定。既に地域レベルでは、北極圏、欧州域、北米などにおいて環境モニタリングに関する国際的な協力体制が構築されているが、我が国が属する東アジア地域においては、このような仕組みは整備されていない。

このため、東アジア諸国における環境モニタリングの専門家及び行政官が一堂に会し、同地域におけるPOPs汚染実態の把握及びそのために必要な環境モニタリングの在り方等を議論することにより、将来的な協力体制を構築していくことを目的として、東アジアPOPsモニタリングワークショップを、平成14年12月2～3日(東京)に開催(別紙2:議長総括)。

今後、環境省としては、東アジア諸国と連携しつつPOPsに関する環境モニタリングのネットワーク化を進め、同地域におけるPOPsの環境汚染状況の解明に取り組んでいくとともに、UNEPを中心とした国際的な取組にも積極的に貢献していく予定。

## ストックホルム条約 ( POP s 条約 ) の概要

### 背景

環境中での残留性が高い PCB、DDT、ダイオキシン等の POP s ( Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質 ) については、一部の国々の取組のみでは地球環境汚染の防止には不十分であり、国際的に協調して POP s の廃絶、削減等を行う必要から、2001年5月、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択された。

### 条約の概要

#### 1. 目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

#### 2. 各国が講ずべき対策

製造、使用の原則禁止 ( アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、PCB ) 及び原則制限 ( DDT )  
非意図的生成物質の排出の削減 ( ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、PCB )

POP s を含むストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理

これらの対策に関する国内実施計画の策定

その他の措置

- ・新規 POP s の製造・使用を予防するための措置
- ・ POP s に関する調査研究、モニタリング、情報公開、教育等
- ・途上国に対する技術・資金援助の実施

#### 3. 条約の発効

50ヶ国の締結により条約が発効。

我が国は、2002年8月30日に条約に加入。

12月13日現在、24ヶ国 ( 日本、アイスランド、アラブ首長国連邦、オーストリア、オランダ、カナダ、北朝鮮、サモア、スウェーデン、スリランカ、スロバキア、チェコ共和国、トリニダードトバゴ、ドイツ、フィジー、フィンランド、ベトナム、ボツワナ、南アフリカ、ナウル、ノルウェー、リベリア、ルワンダ、レソト ) が締結済み。

#### 4. モニタリング関連条項

POPs条約では、POPs物質の人の及び環境中での存在を明らかにするために、環境モニタリングを実施することを求めている（第11条）。また、環境モニタリングのデータは、条約の対策面の有効性の評価（第16条）を実施するうえでの貴重な情報源としても利用される。

##### POPs条約（モニタリング関連条項抜粋）

###### 第十一条 研究、開発及び監視

1 締約国は、その能力の範囲内で、国内において及び国際的に、残留性有機汚染物質並びに適当な場合にはその代替品及び残留性有機汚染物質の候補となる物質に関し、次の事項を含む適当な研究、開発、監視及び協力を奨励し又は実施する。

- (a) 発生源及び環境への放出
- (b) 人及び環境における存在、水準及び傾向
- (c) 自然の作用による移動、運命及び変換
- (d) 人の健康及び環境に対する影響
- (e) 社会経済的及び文化的影響
- (f) 放出の削減又は廃絶
- (g) 発生源の目録を作成するための調和のとれた方法及び放出を測定するための分析の技術

2 (略)

###### 第十六条 有効性の評価

1 締約国会議は、この条約の効力発生の四年後に及びその後は締約国会議が決定する間隔で定期的に、この条約の有効性を評価する。

2 1の評価を容易にするため、締約国会議は、その第一回会合において、附属書A、附属書B及び附属書Cに掲げる化学物質の存在並びに当該化学物質の地域的及び世界的規模の自然の作用による移動に関する比較可能な監視に基づく資料の提供を受けるための取決めを行うことを開始する。当該取決めは、

- (a) 締約国により、できる限り既存の監視の計画及び制度を利用し、かつ、取組方法の調和を促進しつつ、自国の技術的及び財政的な能力に応じて、適当な場合には地域的に実施されるべきである。
- (b) 地域間の差異及び監視の活動を実施するための能力を考慮して、必要に応じ補足される。締約国会議が定める間隔における地域的及び世界的な監視の活動の結果についての締約国会議への報告を含む。

3 1の評価は、次の事項を含む利用可能な科学、環境、技術及び経済に関する情報に基づいて実施される。

- (a) 2の規定により提供される報告及び他の監視の情報
- (b) 前条の規定により提出される各国の報告
- (c) 次条の規定に従って定められる手続により提供される違反についての情報

## 残留性有機汚染物質に係るストックホルム条約に基づく 国内実施計画 ( National Implementation Plan ) 素案

### 前文

- ・ POPs 条約の概要紹介
- ・ 国内実施計画の性格 ( 目的 )、策定までの手続きを記載

### 第 1 章 基本的な考え方

- ・ POPs 対策の基本的な考え方を整理
- ・ 具体的には、POPs のライフサイクルのすべての段階での対策の実施、関係者の適切な役割分担の下での対策の実施等

### 第 2 章 残留性有機汚染物質の現状と課題

#### 第 1 節 施策の実施状況

- (1) 残留性有機汚染物質に係る法制度の概要
- (2) 残留性有機汚染物質に係る規制的措置及び行政的措置の概要
  - ・ 条約の対象となる POPs について個々に記述。残存状況についても記述。
  - ・ 総生産量、輸出入量並びに輸出入の相手国の把握に関してもここで記述。

#### 第 2 節 一般環境の状況

- (1) 物質別汚染状況の推移
- (2) 媒体別汚染状況の推移

#### 第 3 節 講じた施策の有効性の評価と課題

### 第 3 章 具体的な施策の展開

#### 第 1 節 非意図的生成物の排出削減のための行動計画

- (1) ダイオキシン類
  - ・ 概要のみ記載 ( ダイオキシン法に基づく計画は参考資料として添付 )
- (2) ヘキサクロロベンゼン
- (3) ポリ塩化ビフェニル

#### 第 2 節 ポリ塩化ビフェニルの廃絶のための取組

- (1) 使用の禁止
  - ・ PCB 含有機器等の使用、保管状況の継続的把握とラベル表示等の徹底による紛失等の防止策
  - ・ 保管量の推移についての見通し
- (2) 廃絶
  - ・ 施設整備の見通しと、保管量の推移に応じた施設整備の必要量についての見通し ( PCB 廃棄物処理推進特別措置法に基づく基本計画を参考資料として添付 )

#### 第 3 節 在庫 ( ストックパイル ) 及び廃棄物の適正管理及び処理のための取組

- (1) 埋設農薬
  - ・ 在庫 ( ストックパイル ) の特定 ( 存在量の把握等 ) 及び適正管理
  - ・ 処理
- (2) 廃クロルデン類
  - ・ 在庫 ( ストックパイル ) の特定 ( 存在量の把握等 ) 及び適正管理

- ・処理
- (3) ダイオキシン類に汚染された廃棄物
  - ・特定（存在量の把握）及び処理

#### **第4節 汚染された場所の特定のための取組**

- ・汚染された場所の状況（埋設農薬、ダイオキシン類）
- ・特定のための取組（ダイオキシン類土壌汚染対策計画は参考資料）

#### **第5節 環境監視のための取組**

- ・POPsモニタリング等について記載

### **第4章 国際的取組**

#### **第1節 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく取組**

- (1) POPs候補物質への対応
- (2) 途上国への支援

#### **第2節 関連する諸条約との連携**

ロッテルダム条約（PIC条約）及びバーゼル条約との連携

### **第5章 情報の公開及び意識啓発**

#### **第1節 情報の提供**

#### **第2節 リスクコミュニケーションの推進**

#### **第3節 計画的な広報活動**

### **第6章 実施計画の効果的実施**

実行体制と各主体の連携、各種計画との連携、実施計画の見直し、フォローアップ

#### **参考資料1：条約対象物質の概要**

#### **参考資料2：関連法の概要**

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- 農薬取締法
- ダイオキシン類対策特別措置法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

#### **参考資料3：ダイオキシン類対策特別措置法に基づく計画**

#### **参考資料4：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく計画**

#### **参考資料5：ダイオキシン類土壌汚染対策計画**

## 東アジア POPs モニタリングワークショップ

平成 14 年 12 月 2 ~ 3 日 ( 於東京 )

### 議長総括

- ( 1 ) 東アジア POPs モニタリングワークショップが、2002 年 12 月 2 日から 3 日まで、東京において開催された。会議は日本の環境省が主催し、東アジア地域の 10 ヶ国から参加者があり、うち 7 ヶ国 ( インドネシア、韓国、カンボジア、日本、フィリピン、ベトナム、マレーシア ) から環境モニタリングの専門家及び行政官、タイから行政官、中国及びシンガポールから専門家が参加した。また、国連環境計画 ( UNEP ) ケミカルズ、国連環境計画アジア太平洋地域事務所 ( UNEP / ROAP ) 及び、地球環境ファシリティ ( GEF ) 北極圏モニタリング評価プログラム ( AMAP ) 及び GEF / UNEP の P T S プロジェクトから POPs 担当者が参加した。
- ( 2 ) 南川秀樹環境省環境保健部長から、POPs 問題については地域協力が重要であるとの開催挨拶があった。
- ( 3 ) 参加者は、東アジア諸国における POPs に関する環境汚染の状況に関する情報を交換した。
- ( 4 ) 参加者は、POPs の環境汚染に関する情報が東アジア諸国において十分に整備されていないことから、この分野の一層の取組が必要であると認識した。
- ( 5 ) 参加者は、POPs 条約 16 条への対応として、東アジア諸国における POPs の環境汚染を明らかにする必要があることに同意した。
- ( 6 ) 参加者は、東アジア諸国における POPs の環境汚染の状況を明らかにするためには、同地域における関係国の協調的な取組が必要であることを認識した。
- ( 7 ) 参加者は、東アジア諸国における POPs モニタリングを推進するに当たり、資金及び技術の確保が重要な事項であることを認識した。
- ( 8 ) 参加者は、2003 年 3 月に予定されている国連環境計画の全地球規模 POPs モニタリングワークショップでの 5 つの課題について議論を行った。5 つの課題に入る前にこの地域の定義 ( 範囲 ) が議論され、参加者は、地域の定義 ( 範囲 ) は科学的理由、既存の体制などの様々な要因を考慮して精査されるべきであることを認識した。

#### 1 ) ストックホルム条約のための評価のニーズ

環境中における POPs の存在、濃度、傾向についてのモニタリングデータを通じた評価が必要で

あること認識された。

## 2) 物質と分析技術の選択

新しいPOPsについて将来考慮されるべきであるが、12のPOPsはモニタリングの優先物質である。

## 3) 場所の選択、マトリックス(手順等)及びサンプリング手法

サンプリング場所、環境媒体、必須のモニタリングデータを含むサンプリング戦略を決める。地域プログラムによりサンプリングと分析の方針を協調することができれば、発生源と国内汚染傾向の把握を主な目的とした国内モニタリング計画を地域モニタリングに活用することができる。

## 4) QA/QC、データ処理

QA/QCの重要性が認識された。

## 5) データコミュニケーション

専門家及び行政機関の効果的な情報共有と一般への情報提供のために、データコミュニケーションは必須である。

モデルの利用は、分析が必要な媒体の優先度の検討を助けることが可能である。

参加者は、サンプリング、分析方法、分析実施要領の調和等の地域モニタリング計画に関する技術的な問題について、政府によって選定された専門家によるワーキンググループを創設する必要性を認識した。

(9) 参加者は、(8)の議論の成果を国連環境計画が開催する「地球規模のPOPsモニタリングに関するワークショップ」へ十分に反映されるべきであることに合意した。

(10) 参加者は、地域内の国に関連のある様々な状況を考慮し、東アジア地域に合った環境モニタリングのための体制を創設することにより、地域間協力を促進するべきであることを勧告した。

(11) 参加者は、東アジア地域のPOPsモニタリングの技術的な議論は第2回目のワークショップの開催により開始されるべきであることに合意した。日本の環境省は、このワークショップを主催することを表明した。

(12) 東アジア諸国の参加者は、国連環境計画ケミカルズ、国連環境計画、国連環境計画アジア太平洋地域事務所及、地球環境ファシリティ及び北極圏モニタリング評価プログラム(AMAP)及びGEF/UNEPのPTSプロジェクトからの出席者に対し、感謝の意を表明した。また、参加者はこのワークショップを日本の環境省が主催し、国立環境研究所が大きく貢献したことに対し、感謝の意を表明した。